

特定事業所集中減算に関するQ&A

尼崎市健康福祉局福祉部介護保険事業担当

Q 1 『「特定事業所集中減算判定票」及び「特定事業所集中減算集計票」』（以下「判定票等」という。）については、80%を超えていても、正当な理由に該当すれば提出する必要はないか。

A 1 正当な理由に該当していても、いずれかのサービスで80%を超えていれば、判定票等の提出は必要です。

Q 2 居宅サービス計画数の計算にあたっては、介護予防サービス計画の数は含むのか。

A 2 特定事業所集中減算における居宅サービス計画数には、介護予防サービス計画の数は含みません。

Q 3 居宅サービス計画数について、計画には位置付けていたが、結果的にサービスを実施せず、利用実績がないものも含めるのか。

A 3 サービスを実施しなかった場合には、居宅サービス計画数から除いてください。

Q 4 利用者が2ヶ所の訪問介護事業所からサービスを受けている場合、訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数は「2」となるのか。

A 4 複数の訪問介護事業所からサービスを受けている場合であっても、訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数としては、利用者1人につき1件となります。

Q 5 同一法人の運営する2つの事業所に紹介した場合は、2件とカウントするのか。

A 5 同じ利用者について、同一法人の運営する2つの事業所に紹介した場合は、当該法人を位置付けた居宅サービス計画の件数は1件となります。

Q 6 特定事業所集中減算の算定にあたって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位なのか、系列法人まで含めるのか。

A 6 同一法人単位で算定してください。

Q7 紹介率最高法人の割合を計算したところ、79.99%となった場合は減算となるか。同様に、80.001%となった場合は如何に。

A7 小数点以下の端数については切り上げるため、前者の場合は80%となり、減算となりませんが、後者の場合は81%となるため、減算となります。

Q8 紹介率最高法人が、月によって異なる場合はどうすればよいか。

A8 紹介率最高法人の判定は、判定期間の6ヶ月間全体で、それぞれのサービスについて判定することになります。

よって、判定票等に記載される紹介率最高法人は、判定期間全体における紹介率最高法人で、その法人が毎月紹介率最高法人であるかどうかは直接関係しません。

Q9 紹介率最高法人が同率で複数ある場合、判定票等にはどのように記載すればよいか。

A9 同率で紹介率最高法人となった法人を全て記載してください。

Q10 居宅介護支援事業所を休止しているが、判定票等の作成（提出）は必要なのか。

A10 休止中の居宅介護支援事業所であっても、判定期間中に1月でも給付管理実績がある場合は判定票等は作成してください。

判定の結果、紹介率最高法人の割合が80%を超えるようなサービスがあった場合には、判定票等の提出もしてください。

Q11 月の途中で利用者が居宅介護支援事業所を変更した場合の取り扱いはどうなるのか。

A11 変更前、変更後のそれぞれの居宅介護支援事業所の居宅サービス計画に基づいて実施されたサービスについて件数をカウントしてください。

Q12 判定期間の途中で新規に指定を受けた居宅介護支援事業所は特定事業所集中減算判定票等を提出する必要があるか。

A12 提出する必要はありませんが、作成して5年間保存する必要があります。

Q13 正当な理由の範囲①にある「5事業所未満である場合」とは、いつの時点での事業所数をいうのか。

A13 それぞれの判定期間の最初の月の初日現在の事業所数で判断してください。つまり、前期分については3月1日現在、後期分については9月1日現在の事業所数となります。

Q14 利用者の希望を勘案したうえで、サービスが特定の事業所に集中している場合には、別途、『「サービスを利用したい旨」の理由書』（以下「理由書」という。）を作成し、提出すれば正当な理由として認められるのか。

A14 『「サービスを利用したい旨」の理由書』の提出をもって、正当な理由の範囲に該当することにはなりません。理由書のほかに『「サービス担当者会議等で、利用希望のあったサービス利用の適否について検討し、支援内容について話し合われたことがわかる記録」の写し』などの資料を併せて提出してください。

介護保険事業担当において、正当な理由の範囲に該当するか否かを判断するための参考にします。

Q15 理由書はいつの時点で作成すればいいのか。

A15 利用者が事業所を選択する際に、作成してください。

Q16 既にサービス利用中の利用者の理由書を作成する場合、「サービスを利用したい理由」欄や日付はどのように記載すればいいのか。

A16 「サービスを利用したい理由」欄には、サービス利用開始当時の利用者の状況等を踏まえて、内容（理由）を記載してもらってください。その際、サービス利用開始の年月日が分かれば補記してもらってしてください。

また理由書の日付については、理由書が作成された日付としてください（過去の日付には遡らないこと）。

Q17 理由書を一旦作成すれば、その後は作成する必要はないものと判断してもよいか。

A17 サービス種別や事業所に変更がなくても、要介護認定の更新など居宅サービス計画を作成する場合には、再度理由書を作成してください。

Q18 理由書の署名欄について、利用者自身の署名が難しく、代理人（家族）もいない場合にはどのようにすればよいか。

A18 上記のような場合については、家族以外（友人、民生委員など第三者）の方が、利用者本人に確認のうえで代理の署名をしていただくことでもかまいません。

ただし、居宅介護支援事業所やサービスを利用する事業所の職員などが代理で署名することは認められません。

Q19 通所介護と地域密着型通所介護の紹介率計算方法に変更はありますか。

A19 変更はなく、従来と同様です。

「介護保険最新情報 Vol. 553（平成 28 年 5 月 30 日事務連絡）」

『平成 28 年 4 月 1 日以降平成 30 年 3 月 31 日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。』

と、されていることから、通所介護又は地域密着型通所介護のどちらかのサービスとして位置付けたうえで計算し、判定してもらってかまいません。

もちろん、通所介護と地域密着型通所介護を分けて計算し、判定することも可能です。

Q20 A19 のとおり、サービスを分けずに計算し、判定する場合において、1 人の利用者が通所介護と地域密着型通所介護を利用している場合、通所介護等を位置付けた居宅サービス計画数の件数はどのようなになるのか。

A20 上記の場合においては、その利用者が「通所介護のみ利用」「地域密着型通所介護のみ利用」「通所介護と地域密着型通所介護の両方を利用」のいずれの場合についても、通所介護等を位置付けた居宅サービス計画数は全て 1 件となります。

サービスを分けて計算する場合は、「通所介護と地域密着型通所介護の両方を利用」する場合において、それぞれの居宅サービス計画数に 1 件ずつ位置付けることとなります。

Q21 A19 のとおり、サービスを分けずに計算し、判定する場合において、1 人の利用者が運営法人の異なる通所介護等を利用している場合、通所介護等を位置付けた居宅サービス計画数の件数はどのようなになるのか。

A21 上記の場合においては、判定票等における「通所介護等を位置付けた居宅サービス計画数の件数（全体数）」は 1 件となりますが、集計票における各月ごとの法人計は、運営法人ごとに計画数を位置づけてください。

Q22 A19 のとおり、サービスを分けずに計算し、判定する場合において、1 人の利用者が同一の運営法人である通所介護等を利用している場合、法人の居宅サービス計画数の件数はどのようなになるのか。

A22 上記の場合においては、判定票等における「通所介護等を位置付けた居宅サービス計画数の件数（全体数）」は 1 件、集計票における各月ごとの法人計には、それらの複数の事業所のうちいずれか 1 つの事業所に計画数 1 を計上します。

（平成 30 年 8 月 16 日作成）